助、同法第九十四条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の収集、同法第九十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の回答又は同法第百六十条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の実施に関する事務のうち、同法第七十六条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の二　指定都市の長

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の実施、同法第百五十九条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の実費弁償又は同法第百六十条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の二の項の次に次のように加える。

二の三　構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会	構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する教育職員免許法による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の記入又は同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の通知若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第一号の五を第一号の七とし、第一号の二から第一号の四までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の実施、同法第九十四条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の収集、同法第九十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の回答、同法第百五十九条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の実費弁償又は同法第百六十条第一項若しくは第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項（同法第百八十二条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導に関する事務のうち、同法第十四条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第六号中「発給」を「申請」に改め、同表第十四号中「又は」を「、同法第百二十二条第一項の計量士の登録又は」に改め、同表第十七号中「（都道府県知事が行うものに限る。）」を削り、「実施」の下に「若しくは火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状の交付、同条第五項の命令又は同条第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同条第八項の再交付」を、「事務」の下に「（都道府県知事が行うものに限る。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十七の二　高圧ガス保安法による同法第二十九条第三項の製造保安責任者免状若しくは販売主任者免状の交付、同法第三十条の命令又は同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験若しくは販売主任者試験の実施に関する事務（都道府県知事が行うものに限る。）であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十号中「又は」を「、同条第四項の命令、」に、「書換え」を「再交付若しくは書換え又は同法第三十八条の五第二項の液化石油ガス設備士試験の実施」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（調整規定）

第二条　この法律の施行の日が出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日（次条において「入管法等改正法施行日」という。）前である場合には、同法第三条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表三十一の二の項の改正規定中「別表三十一の二の項」とあるのは、「別表三十一の三の項」とする。

第三条　この法律の施行の日が入管法等改正法施行日前である場合には、入管法等改正法施行日の前日までの間における第二条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の規定の適用については、同表の四十の二の項中「同法第十九条の十五の二第六項の特定在留カードの交付、同法第十九条の十五の四第二項の特定在留カードの返納、同条第三項の在留カードの交付、同法」とあるのは「同法」と、同表の四十の三の項中「、同法第十六条の特別永住者証明書の返納、同法第十六条の二第七項の特定特別永住者証明書の交付、同法第十六条の三第二項の特定特別永住者証明書の返納又は同条第三項の特別永住者証明書の交付」とあるのは「又は同法第十六条の特別永住者証明書の返納」とする。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十九号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

（刑事訴訟法の一部改正）

第一条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び捜索」を「、捜索等」に改める。

第四十条第一項中「且つ」を「及び」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第百五十七条の六第四項」を「第百五十七条の六第五項」に改める。

第一編第九章の章名中「及び捜索」を「、捜索等」に改める。

第九十九条第一項ただし書中「但し、特別の定」を「ただし、特別の定め」に改め、同条第二項中「した電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第九十九条の二を削る。